

**20 災害時の行方不明者・死者の氏名等公表
の取扱いに関する調査結果**

令和2年5月

全国知事会危機管理・防災特別委員会

1 調査の目的

災害時の行方不明者・死者の氏名公表に関する各都道府県の考え方や対応状況をとりとまとめ、共有することで、円滑な災害時応急対策の実施に資する。

2 調査の概要

(1) 調査の実施期間

令和1年11月～令和2年1月

(2) 調査内容

- 氏名公表を実施する機関
- 氏名等公表の対応方針（判断基準・マニュアル等）の策定状況
- 対応方針のポイント
- 氏名等公表の要件
- 公表のメリット、デメリット
- 氏名等個人情報の入手先
- 氏名等公表の手順
- 現行の法制度の課題
- 家族等の同意の確認方法
- 氏名公表に関して市町村と考え方が異なる場合の対応
- 災害時の氏名公表を実施した事例

3 調査結果のポイント

○ 氏名等を公表する機関

災害対策基本法や防災基本計画で、被害情報の集約などを県が行うことなどから、「県」が公表すべきとする意見が多い。

○ 氏名等公表の方針

- ・ 行方不明者については、非公表とするのは2県。
- ・ 死者について、非公表とするのは3県。
- ・ 災対法85条の安否確認への対応のみ想定し、不特定多数への公表は想定していないところが1県ある。
- ・ 行方不明者は非公表、死者は公表の方針の県が1県ある。

○ 公表の要件

- ・ 行方不明者については、「迅速な救出救助の確保」が第一。
また、「家族の同意」「住基の閲覧制限の確認」も多く、ほとんどの自治体が公表の手順に含めている。
- ・ 死者に関しては、「遺族の同意」をあげるところがほとんど。
- ・ 行方不明者は、家族同意なしで公表する自治体があるが、死者に関しては

「遺族の同意」をほとんどの自治体が必須としている。

- ・ 行方不明者、死者ともに、家族の同意、住基の確認などを要件とせず、原則速やかに公表するのが1県。行方不明者は同様に速やかに公表するが、死者に関しては遺族の同意を確認して公表するとするのが1県。

○ 公表のメリット

- ・ 行方不明者については、「迅速な救出救助の確保」がほとんど。
- ・ 死者に関しては、「メリットなし」が第一。「社会的関心に対応」「事実の明確化」との意見もある。

○ 現行の法令の問題点

- ・ 「公表が自治体の判断に委ねられていること」が問題の第一。「法令の根拠が弱い」が続く。
- ・ 災害対策基本法への明確な公表の根拠の位置づけ、及び国による統一基準作成の意向が強い。

○ 個人情報保護条例上の死者の扱い

条例上、保護の対象としているのが30県、対象外とするのが16県。

○ 国が基準を策定しない場合の知事会の対応

「標準的な対応基準例の作成」「国への要請の継続」が多い。対応基準については、国が作るべきであり、知事会が作るべきではないとの意見もある。

4 今後の対応

調査結果からは、災害時の行方不明者・死者の氏名公表に関して、都道府県によって考え方や対応に違いがあり、迅速な救出救助を確保するという公共性と個人情報保護のバランスで、対応に悩んでいる実態が把握できた。

近年、毎年のように大規模な自然災害が発生し、氏名公表に関する自治体の対応が分かれる状況が続いており、また、新聞協会から氏名公表を進めるべきとの要望が出されている。

そうした中、災害時に、関係者の同意等を経ずに、原則速やかに氏名公表を行う方針を明確に打ち出す県も出てきている。

全国知事会では、災害時の氏名公表の統一的な基準を国に求めてきたが、未だ実現していない。災害時に都道府県が迷うことなく、速やかに必要な情報を発信するためには、氏名公表に関する法的な根拠の整理と、統一的な基準が欠かせない。

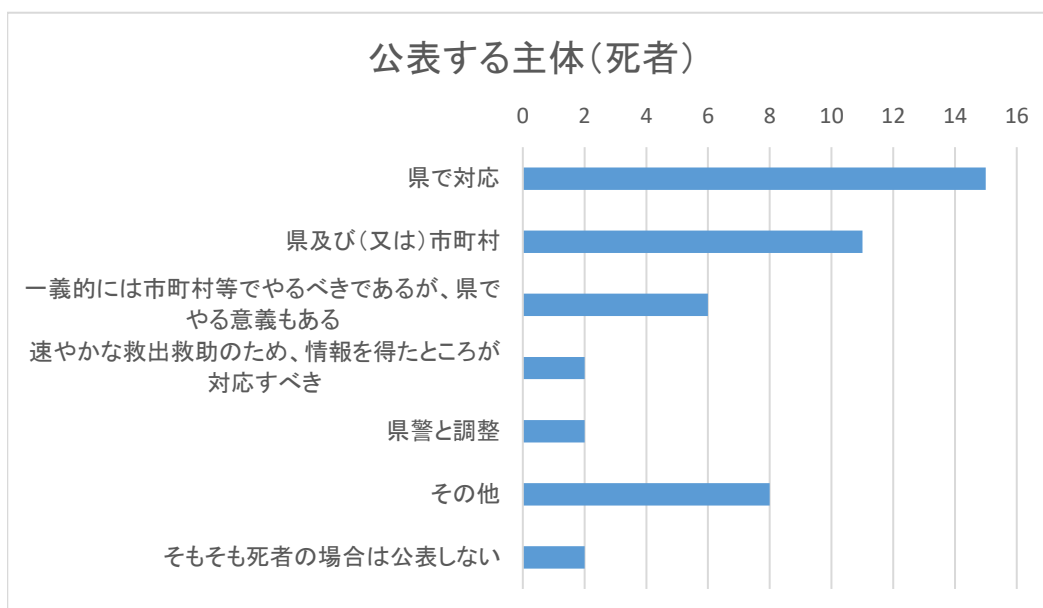
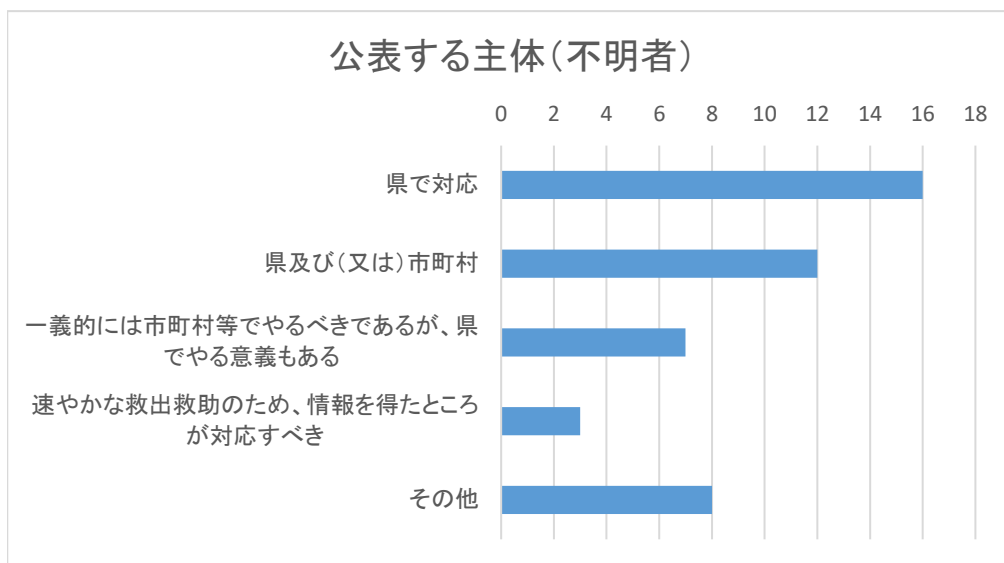
今回の調査結果や事例を都道府県で共有し、改善策の検討に努めるとともに、統一的な基準の策定に関する国への要請を継続していくこととする。

1 氏名等を公表する主体

現行の防災基本計画では、被災者（死者・行方不明者）の数は、都道府県が集約、広報等を行うこととなっているが、氏名の公表についての役割が明確になっていない。

調査結果は、都道府県とするところが最も多かった。防災基本計画で、県が被災者の情報を集約することになっているためと思われる。

また、市町村や情報を得たところがやるべきという意見や、死者は公表しないとするところもある。



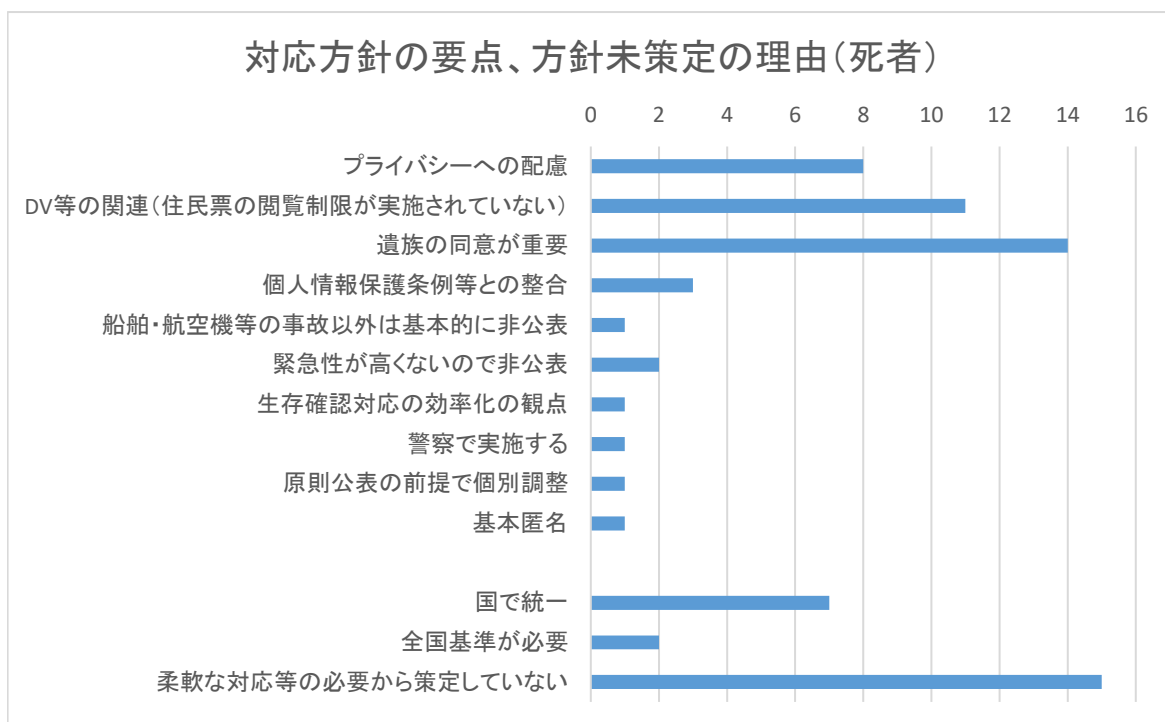
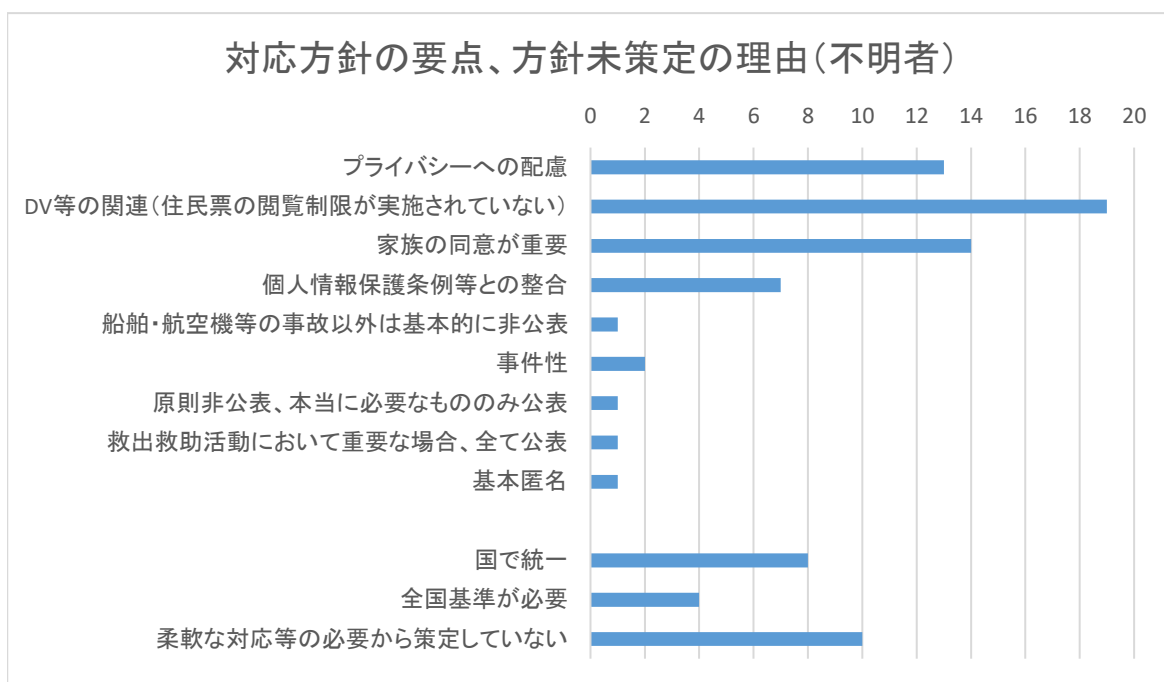
2 氏名公表に関する対応方針の策定状況とその要点

氏名公表の対応方針（判断基準・マニュアル等）を策定しているのは12団体、策定予定が6団体、未定が22団体だった。

対応方針のポイントは、行方不明者・死者ともに、「プライバシーへの配慮」「住基の閲覧制限の確認」「家族（遺族）の同意」としている。

死者は非公表とするところがある。

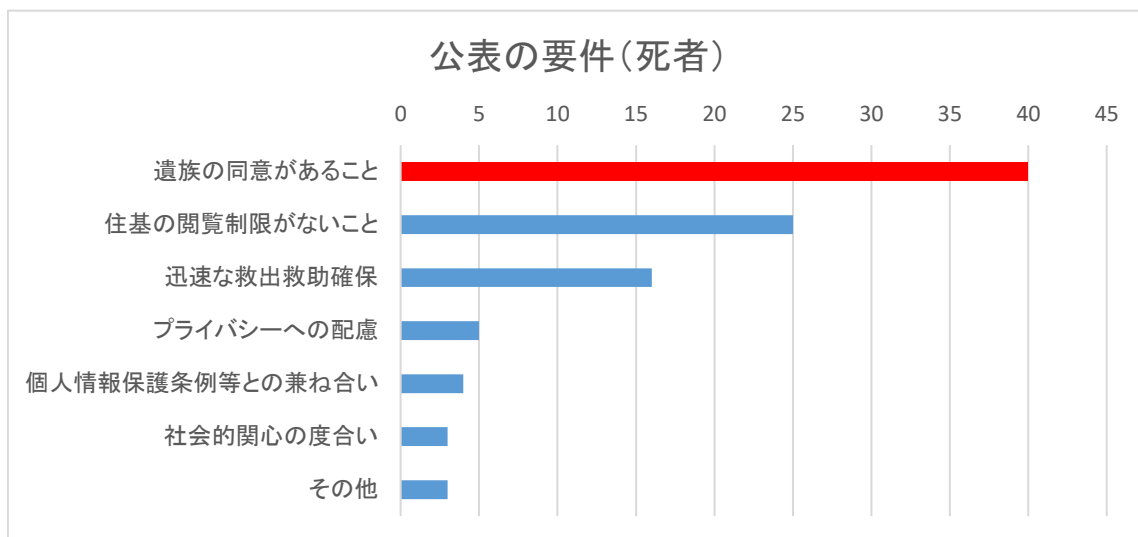
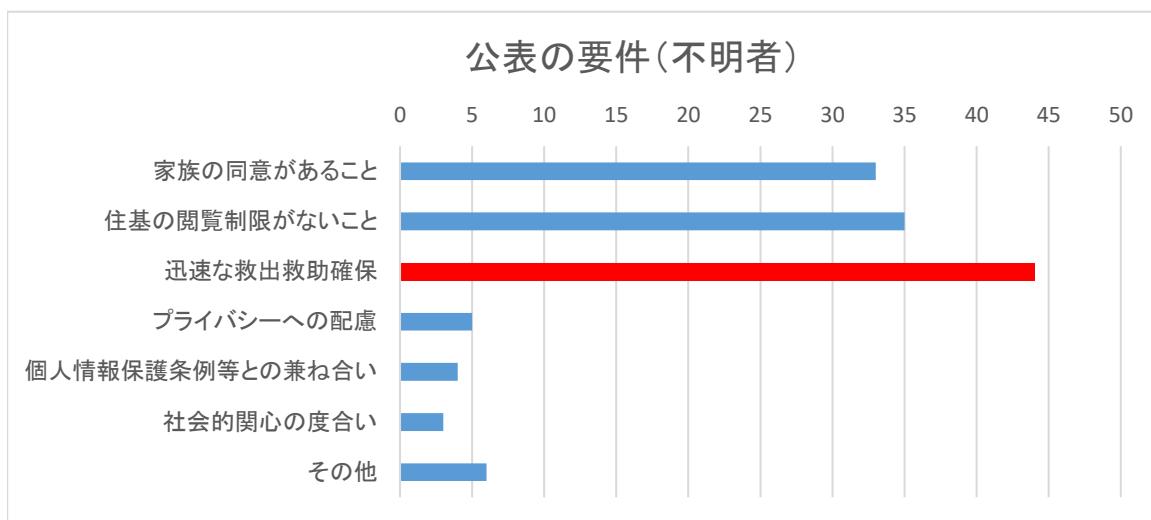
方針を定めない理由は、「柔軟に対応するため」「国で統一すべき」である。死者に関しては、「柔軟に対応するため」の割合が高い。



3 公表の要件

行方不明者については、「迅速な救出救助の確保」をあげるところがほとんどである。次いで、「家族・遺族の同意」「住基の閲覧制限がないこと」。

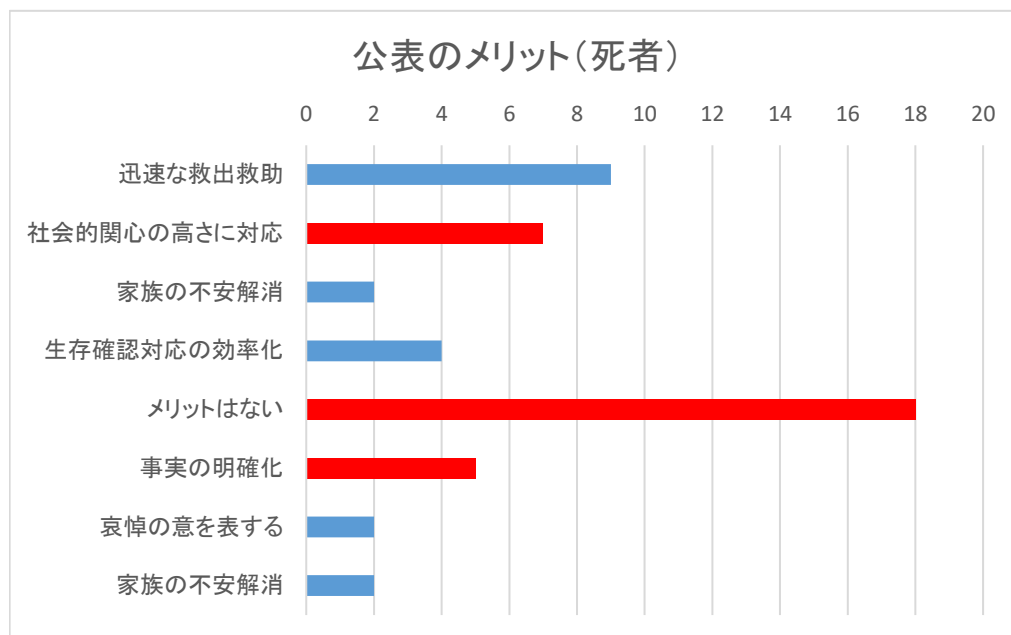
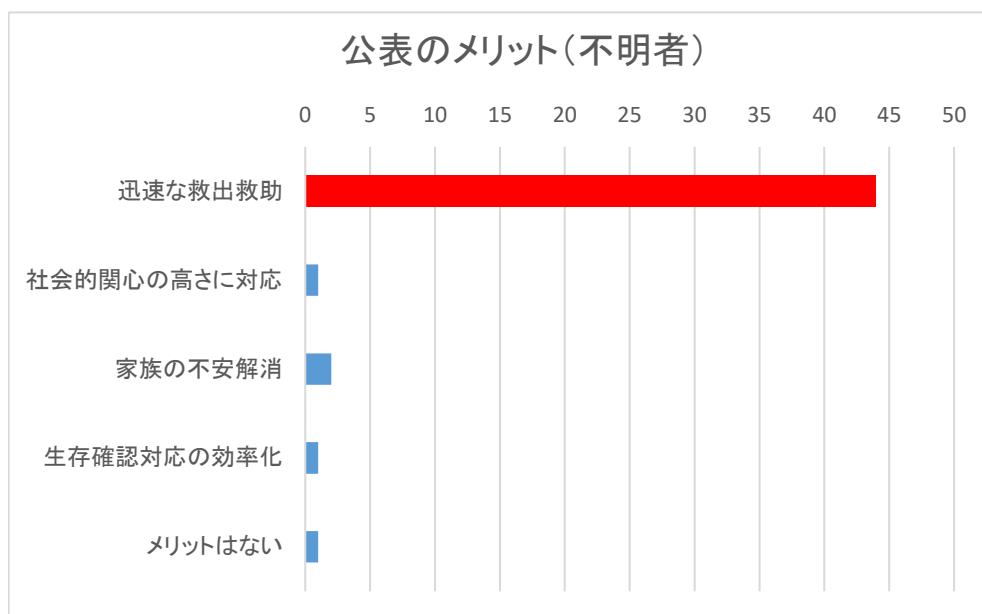
死者に関しては、「遺族の同意」が行方不明者（家族）よりも多い。「社会的関心の度合い」をあげるところもある。



4 公表のメリット

公表のメリットとして、行方不明者に関しては、「迅速な救出・救助」がほとんど。

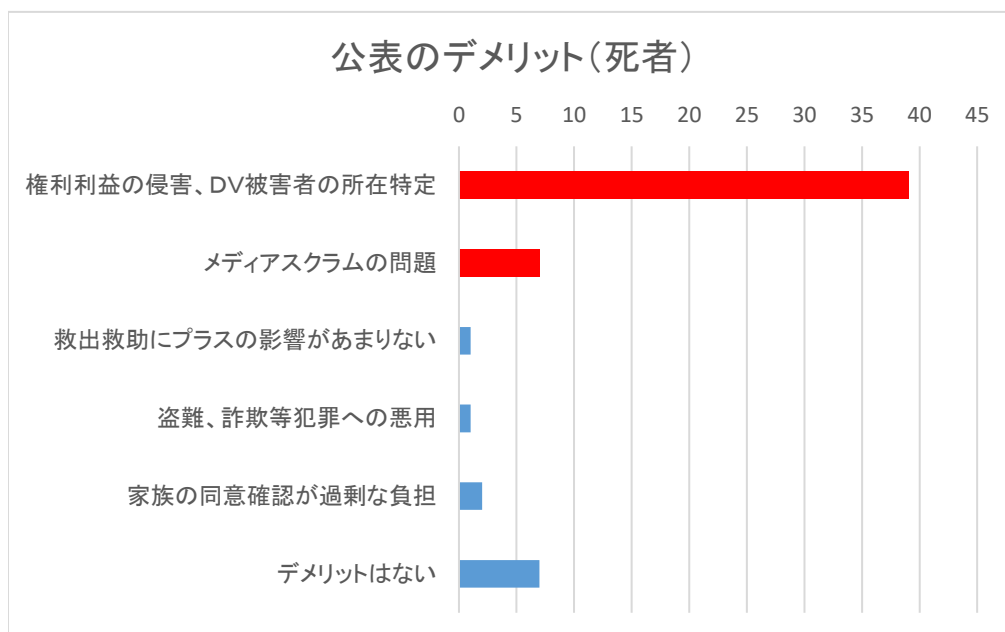
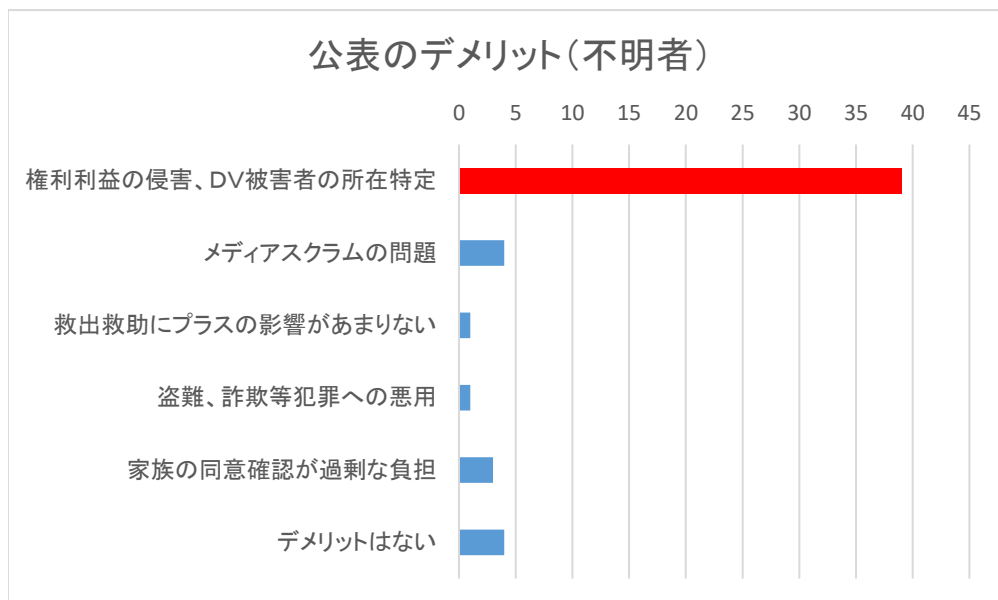
死者に関しては、「メリットがない」とするのが、全体の4割近くになる。「社会的関心の高さ」「事実の明確化」をあげるところもある。



5 公表のデメリット

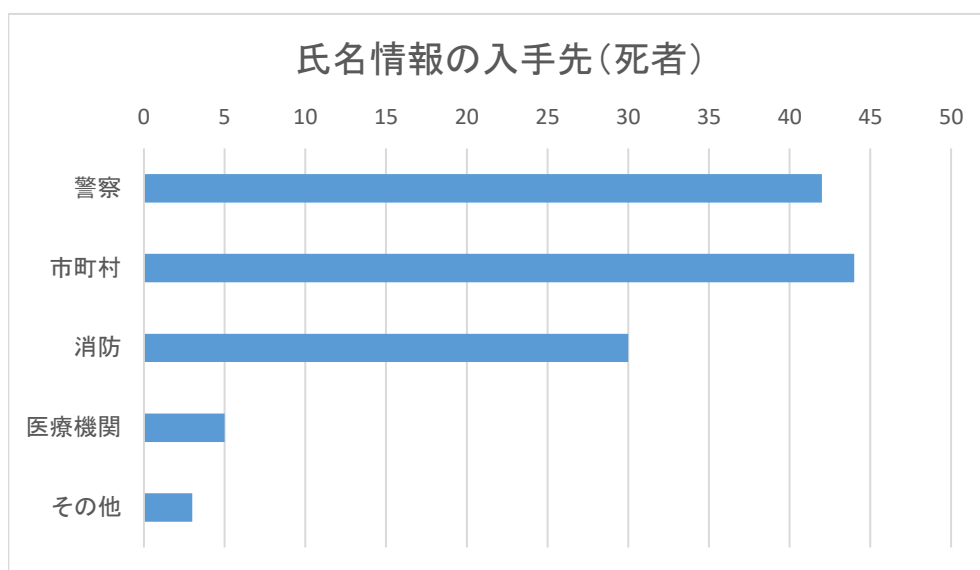
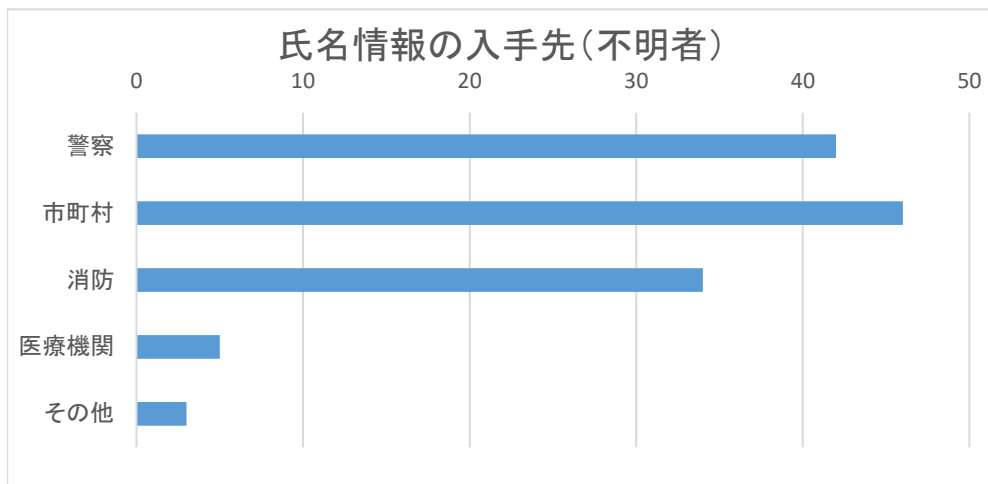
公表のデメリットとして、行方不明者・死者ともに約8割の団体が「個人の権利利益の侵害。DV被害者の所在の特定」を挙げている。

死者に関しては、「メディアスクラム」を挙げる団体がある。



6 氏名情報の入手先

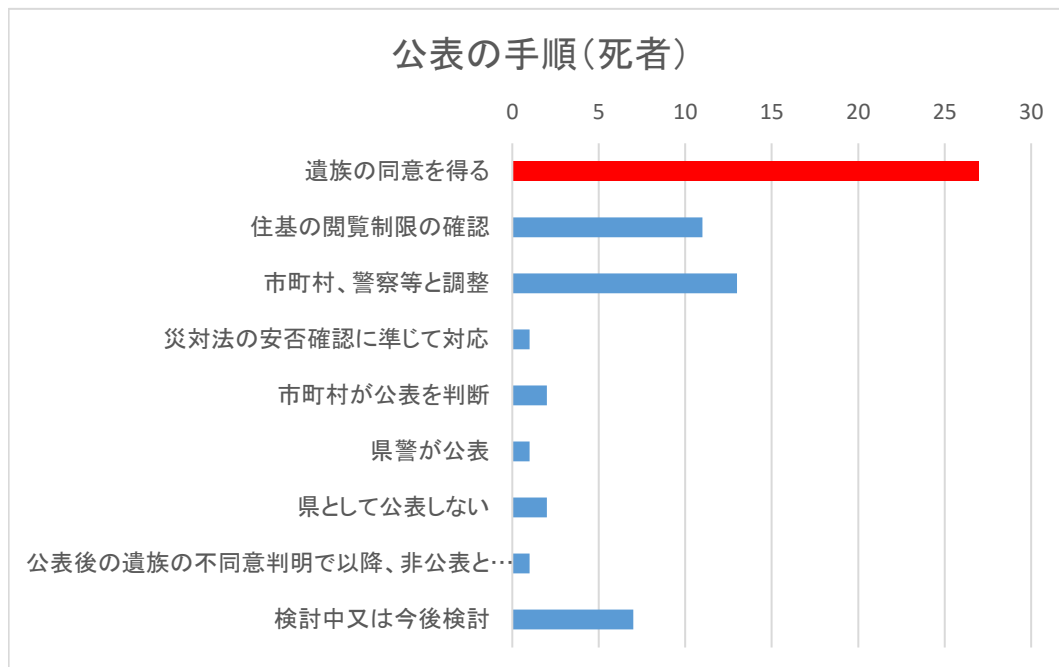
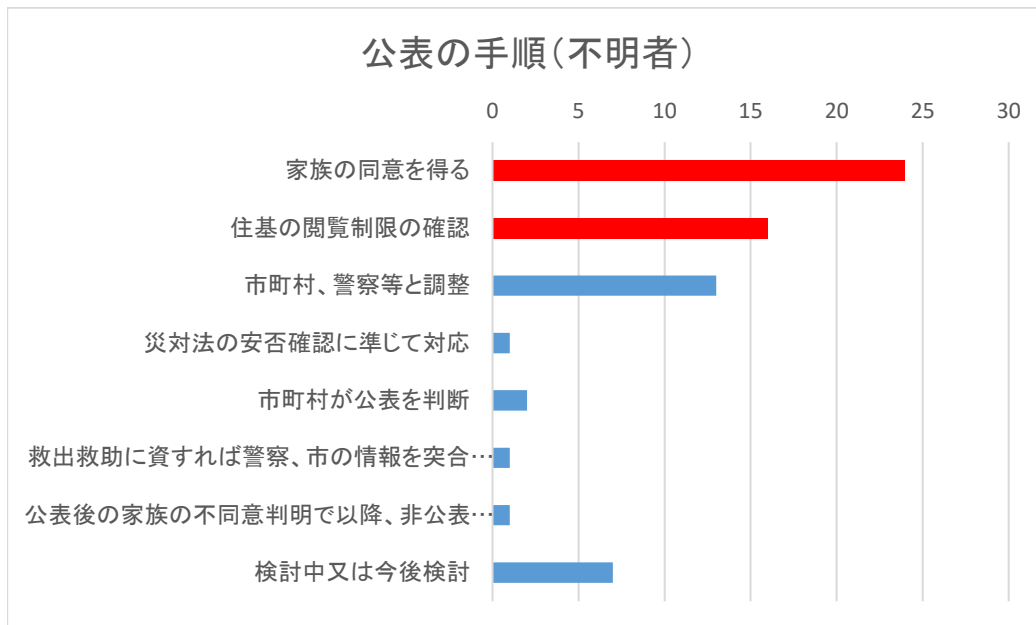
氏名等の情報入手先は、行方不明者・死者ともに、市町村（消防）、警察である。



7 氏名等公表の手順

氏名等の公表の手順として、行方不明者・死者ともに、「家族・遺族の同意」「住基の閲覧制限の確認」「市町村や警察との調整」をあげている。

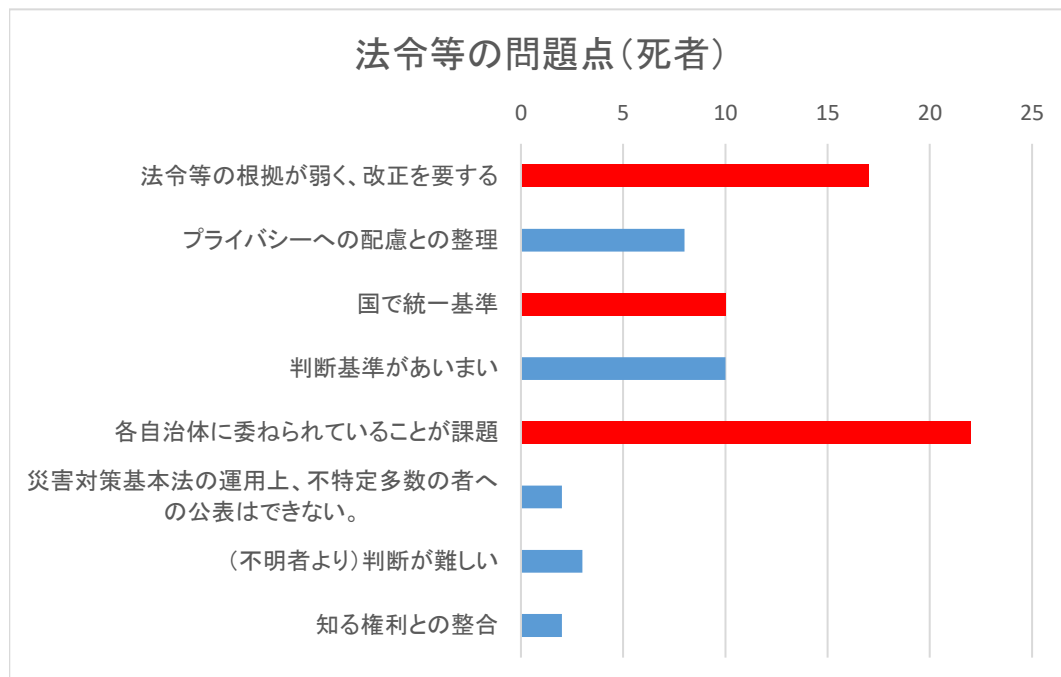
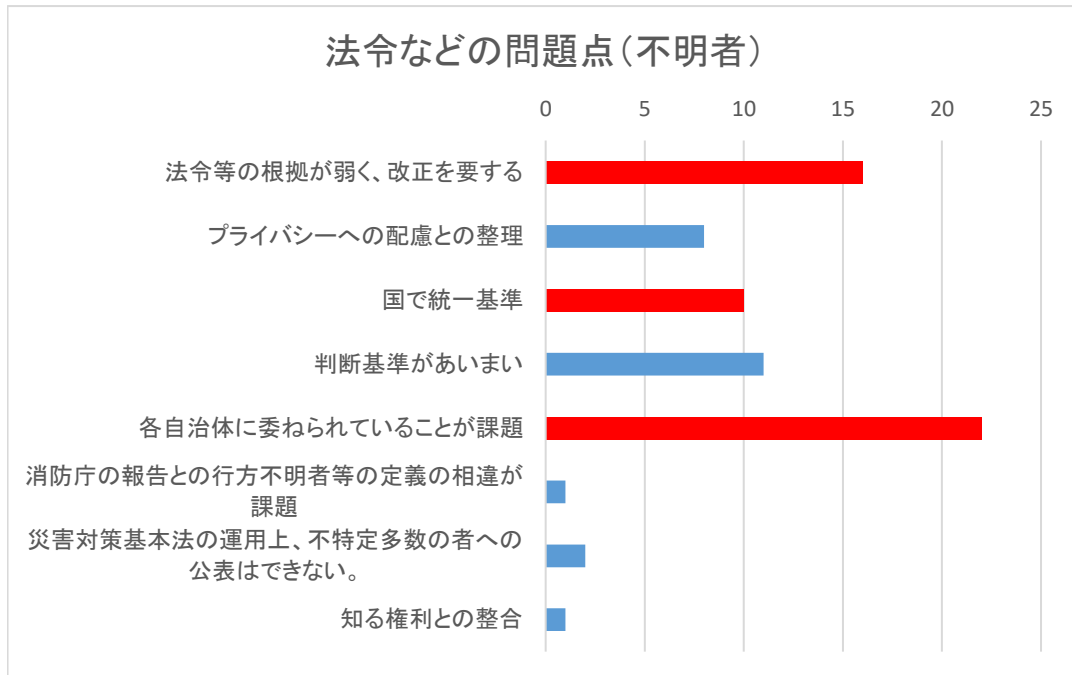
死者については、「遺族の同意」をあげるところが、行方不明者に比べて多い。



8 現行法令等の問題点

現行の法令の問題として、行方不明者・死者ともに、「判断が各自治体に委ねられていること」を第一にあげている。国に統一基準の策定を求める意向も強い。

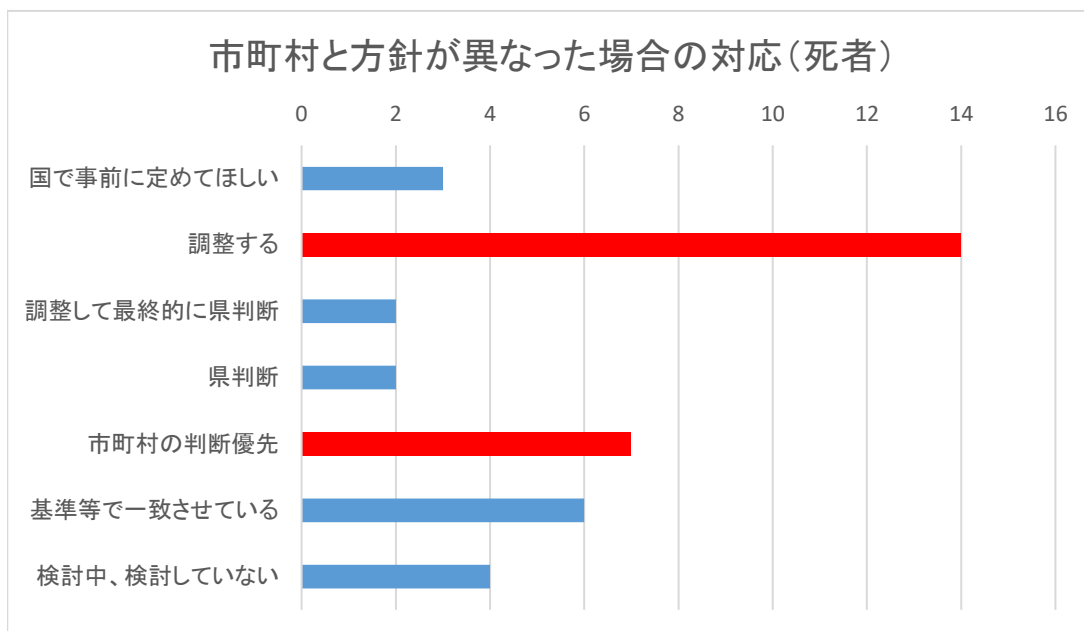
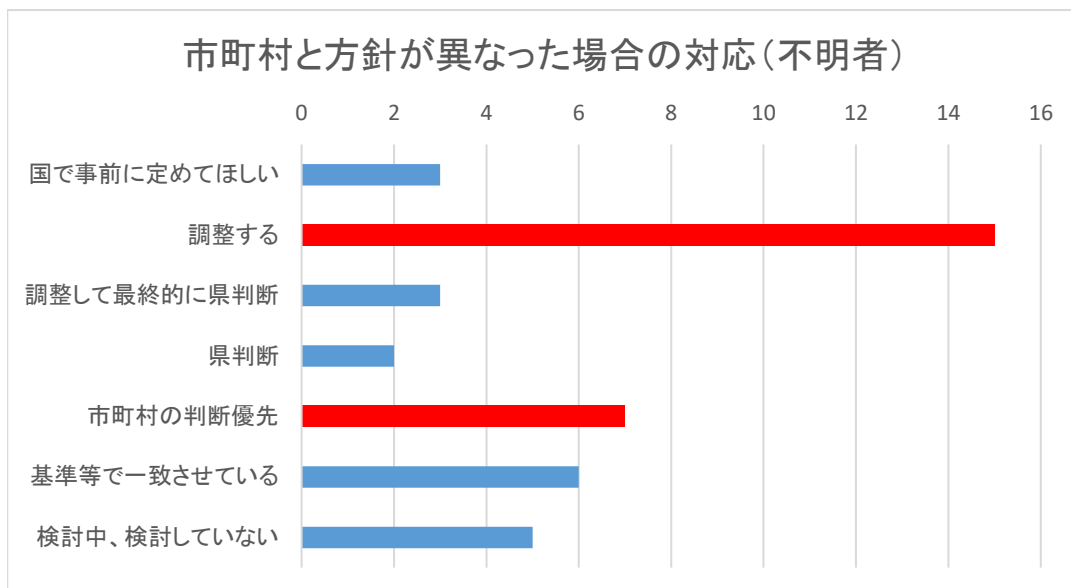
「氏名公表の法令等の根拠が弱い」とするところも多い。



9 市町村と公表の判断が異なった場合の対応

市町村と判断が異なる場合の対応は、「調整する」が一番多い。

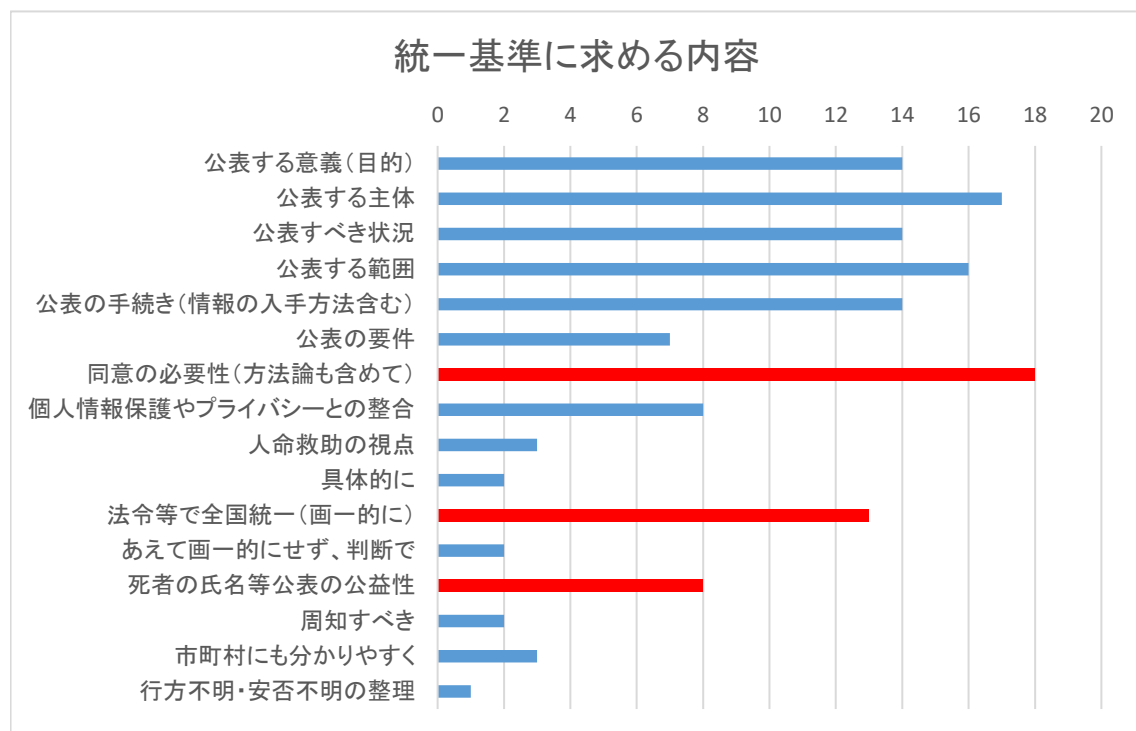
「県が判断」よりも「市町村の判断を優先」が多い。



10 国の統一基準に求める内容

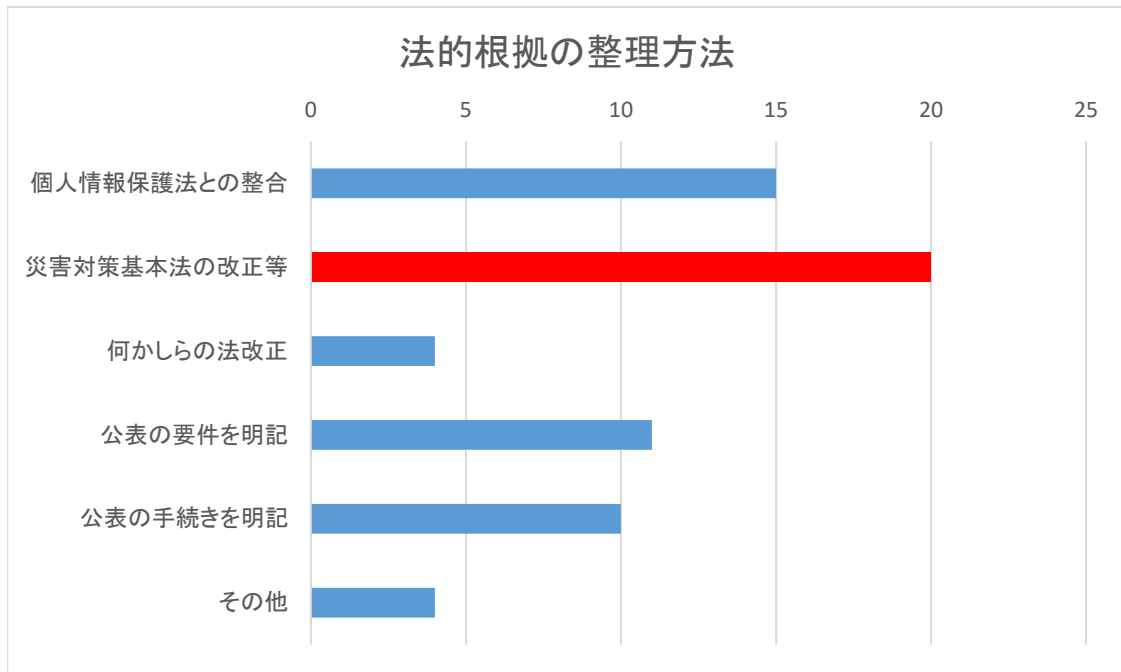
国の統一基準に求める内容としては、「誰が」「どこから入手し」「何を要件に」「どの範囲の情報」「どのような状況で」で公表するのか、具体的な事項があげられている。

「同意を得る必要性」を明確にすべきとする意見や、「死者の氏名等を公表する公益性」を求める意見も多い。



11 法的根拠の整理方法

法的根拠の整理方法としては、「個人情報保護法との整合」を図り、「災害対策基本法」を改正し、根拠となる規定を整理する意見が多い。



12 国が統一基準を定めない場合の知事会の対応

国が統一的な基準を策定しない場合の知事会の対応としては、「標準的な基準例の策定」「対応事例の研究と共有」「引き続きの国への要望」の順。

法的根拠がない中で、知事会が基準をつくることは好ましくないとの意見もある。

